

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>（具備すべき電波等） 第十二条 1～8（略） 9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。</p>	<p>（具備すべき電波等） 第十二条 1～8（略） 9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。</p>
<p>無線設備</p>	<p>無線設備</p>
<p>衛星非常用位置指示無線標識</p>	<p>衛星非常用位置指示無線標識</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備</p>	<p>設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備</p>
<p>10 ～ 13 （略） （遭難通信等）</p>	<p>10 ～ 13 （略） （遭難通信等）</p>
<p>A三X電波一二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二八MHz、 四〇六・〇三七MHz又は四〇 六・〇四MHz</p>	<p>A三X電波一二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二八MHz 又は四〇六・〇三七MHz</p>
<p>A三X電波一二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz、四〇六・ 〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz</p>	<p>A三X電波一二一・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二五MHz、 四〇六・〇二八MHz又は四〇 六・〇三七MHz</p>

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一～四 (略)

五 A三X電波二二・五MHz及び二四三MHz又はG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) (略)

(2) G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

六 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及びA三X電波二二・五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

(2) (略)

七・八 (略)

2・3 (略)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一～四 (略)

五 A三X電波二二・五MHz及び二四三MHz又はG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz若しくは四〇六・〇三七MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) (略)

(2) G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz及び四〇六・〇三七MHzは、別図第五号に定める構成による信号

六 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz又は四〇六・〇三七MHz及びA三X電波二二・五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1) G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz及び四〇六・〇三七MHzは、別図第五号に定める構成による信号

(2) (略)

七・八 (略)

2・3 (略)

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>別表第二号第 3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） （略）</p> <p>20 の欄</p> <p><input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N]</p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W</p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W</p> <p><input type="checkbox"/> <u>G1B 406.037 MHz</u> <u>5.0W</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>G1B 406.04 MHz</u> <u>5.0W</u></p> <p><input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W</p> <p>別表第二号の三第 3 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係） （略）</p> <p>22 の欄</p> <p><input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> <u>406.037MHz</u> <input type="checkbox"/> <u>406.04MHz</u></p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>別表第二号第 3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第 4 条、第 12 条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） （略）</p> <p>20 の欄</p> <p><input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N]</p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W</p> <p><input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W</p> <p><input type="checkbox"/> <u>G1B 406.037 MHz</u> <u>5.0W</u></p> <p><input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W</p> <p>別表第二号の三第 3 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 4 条、第 12 条関係） （略）</p> <p>22 の欄</p> <p><input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> <u>406.037MHz</u></p>

2| 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第三第6及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

無線局運用規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>（遭難自動通報設備の通報の送信等）</p> <p>第七十八条の二</p> <p>1 (略)</p> <p>2 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、<u>四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz</u>及びA三X電波一一一・五MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A三X電波一一一・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号②に定める方法により行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>（遭難自動通報設備の通報の送信等）</p> <p>第七十八条の二</p> <p>1 (略)</p> <p>2 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz又は<u>四〇六・〇三七MHz及びA三X電波一一一・五MHz</u>を同時に発射する遭難自動通報設備であつて、A三X電波一一一・五MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号②に定める方法により行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>
--	--

無線機器型式検定期則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線機器型式検定期則（昭和三十六年郵政省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)		別表第一号 機器の構造及び性能の条件 (第2条関係)	
機種	条件	機種	条件
(略)	(略)	(略)	(略)
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) G1B電波 406.04MHz 及びA3 X電波 121.5MHz を使用するものであること。 (2) ~ (5) (略) 2 (略)	船舶に施設する救命用の無線設備の機器	1 設備規則第45条の2第1項に規定する衛星非常用位置指示無線標識 (1) G1B電波 406.037MHz 及びA3 X電波 121.5MHz を使用するものであること。 (2) ~ (5) (略) 2 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

（施行期日）

- 1 | この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 | この省令の施行の際現に型式検定合格の効力を有する衛星非常用位置指示無線標識及び航空機用救命無線機の機器の型式は、この省令による改正後の検定期則（以下「新規則」という。）の規定による型式検定に合格したものとみなす。
- 3 | 受検機器の製造者は、この省令の施行の日から平成二十三年※

月※※日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、四〇六・〇三七MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識の機器に係る第四条第一項ただし書の申請を行うことができる。

4| 総務大臣は、この省令の施行の際現になされている、又は前項の規定によりなされた四〇六・〇三七MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び航空機用救命無線機の機器に係る申請については、新規則の規定にかかわらず、平成二十三年十二月三十一日までの間に限り、型式検定を行うことができる。この場合において、新規則別表第一号中「406.04MHz」とあるのは、「406.037MHz」と読み替えるものとする。

○昭和四十四年郵政省告示第五百十三号（航空機局が送り及び受けすることができなければならない電波を定める等の件）の一部を改正する告示案の新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
二 その他のもの	A三X電波一二一・五MHz	二 その他のもの	A三X電波一二一・五MHz
一 人工衛星局の中継によるもの	1 A三X電波一二一・五MHz 2 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz 又は四〇六・〇四MHz	一 人工衛星局の中継によるもの	1 A三X電波一二一・五MHz 2 G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz 又は四〇六・〇三七MHz
航空機用救命無線機の区別	送る電波	航空機用救命無線機の区別	送る電波
一 (略)	二 航空機用救命無線機を設置する航空機局は、前項に規定する電波のほか、その設置する航空機用救命無線機の区別に従い、それぞれ次の表下欄に掲げる電波を送ることができなければならない。	(同上)	(同上)

○平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 設備規則第四十五条の二第一項の衛星非常用位置指示無線標識は、前項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。</p> <p>1 人工衛星向けの信号にG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波一一一・五MHzを使用するものであること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>1 人工衛星向けの信号にG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz又は四〇六・〇三七MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波一一一・五MHzを使用するものであること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(同上)</p>

○平成十八年総務省告示第六百七号（設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案の
 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一～四 （略）</p> <p>五 人工衛星向けの信号にG一B電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波一二一・五MHzを使用するものであること。</p> <p>六・七 （略）</p>	<p>（同上）</p> <p>五 人工衛星向けの信号にG一B電波四〇六・〇二八MHz又は四〇六・〇三七MHz及び航空機がホーミングするための信号にA三X電波一二一・五MHzを使用するものであること。</p> <p>（同上）</p>

○平成二十年総務省告示第七百十四号（周波数割当計画を定める件）の一部を変更する告示案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第2 周波数割当表
1～7 (略)

周波数割当表

第1表 9kHz—275000kHz
(略)

第2表 27.5MHz—10000MHz

(同上)

(同上)

第一地域(1) (略)	国際分配(MHz)			国内分配(MHz)(4)	無線局の目的(5) (略)	周波数の使用に関する条件 (略)
	第二地域(2) (略)	第三地域(3) (略)				
406—406.1 (略)	移動衛星(地球から宇宙)	406—406.1 J16 J67	移動衛星(地球から宇宙)	公共業務用(衛星位置指示無線標識用)及び一般業務用(衛星位置指示無線標識用)	公共業務用(衛星位置指示無線標識用)及び一般業務用(衛星位置指示無線標識用)への割当では、406.025MHz、406.028MHz、 <u>406.037MHz</u> 又は <u>406.040MHz</u> に限る。 (略)	
	5.286 5.287 (略)					

第一地域(1) (略)	国際分配(MHz)			国内分配(MHz)(4)	無線局の目的(5) (略)	周波数の使用に関する条件 (略)
	第二地域(2) (略)	第三地域(3) (略)				
406—406.1 (略)	移動衛星(地球から宇宙)	406—406.1 J16 J67	移動衛星(地球から宇宙)	公共業務用(衛星位置指示無線標識用)及び一般業務用(衛星位置指示無線標識用)	公共業務用(衛星位置指示無線標識用)及び一般業務用(衛星位置指示無線標識用)への割当では、406.025MHz、406.028MHz、 <u>406.037MHz</u> に限る。 (略)	
	5.286 5.287 (略)					

第3表 10GHz—27510000MHz
(略)

(同上)